

その人らしさを
認め合いながら
共に生きる社会へ

12月3日～9日は
「障害者週間」です

問やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

●障害者への合理的配慮が求められる
ています

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

●障害者を虐待から守りましょう

家族などの養護者、障害者福祉施設などの職員、勤め先の人などから虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに相談や通報をしてください。法律による通報義務があります。

・相談・通報窓口／有田川町障害者虐待防止センター（やすらぎ福祉課内） ☎32・3111

有田川町重度心身障害者（児）福祉手当の申請はお済みですか？

在宅で、身体・知的もしくは精神に重度の障害がある方に対し、福祉向上を図ることを目的として支給する手当です。この手当の支給対象になると思われる方には、11月上旬にお知らせを送付しています。

まだ申請書を提出されていない方は、必要事項をご確認の上、ご提出ください。

こんな制度、ご存じですか？

障害者の方が利用できる制度があります。いずれも申請が必要です。

●有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳または療育手帳に割引資格証明を受け、料金所で提示することで、通行料金が割引されます。

●NHK放送受信料の割引

障害者の方がいる世帯では、町民税の課税状況や障害の程度により、全額免除または半額免除になる場合があります。

●福祉タクシー利用券

町内在住の重度障害者に対し、社会参加と福祉向上を図ることを目的に、福祉タクシー券（年間最大24枚）を交付しています。1枚でタクシーの基本料金相当額を助成します。

【障害のあるお子さまのいるご家族へ】

●特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする症状にある児童を監護する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持する方に支給されます。

●障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

●障害児通所施設遠距離通所補助金制度

町内外の障害児通所施設までの距離が遠距離の通所に対し、保護者の負担の軽減と児童の療育の場の確保のため、補助金を支給します。

EVENT

やすらぎふれあいフェスタ「美術展」

- 日時／12月6日（日）～12月20日（日）の期間中、10時～17時
- ※12月7日（月）・14日（月）は休館日
- ※6日（日）は13時から、20日（日）は15時まで開催
- 場所／地域交流センター(ALEC)

障害のある方が日頃から制作されている作品を集め、美術展を開催します。

作品を紹介することで、一般の方の障害に対する理解と認識を深めることを目的としています。ぜひお越しください。

「障害者週間」は、国民に広く障害者の福祉について関心と理解を深めていただくとともに、障害者が社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために設けられています。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる「共生社会」をつくっていきましょう。

●障害者への不当な差別的扱いは禁止されています

正当な理由がなく、障害があることを理由に、サービスの提供を拒否することやサービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどが禁止されています。